



～健全で安定的な分収林経営をととして、やまがた森林ノミクスの加速化とSDGsの達成に貢献します～

分収林長期経営計画(経営改革プラン)の策定について

やまがた森林と緑の推進機構では、令和4年6月に分収林長期経営計画(令和67年度まで)を策定したので、その概要をお知らせします。

分収林長期経営計画策定の経緯

当機構の分収林事業は、創設から50年以上が経過し、木材価格の変動や労務賃金の高騰など、林業を取り巻く状況が大きく変化していることから、これまで土地所有者のご理解のもと経営改善を実行し経営の安定化を図ってきました。令和3年4月に山形県林業公社と山形県みどり推進機構が合併したことを機に、分収林事業の円滑かつ計画的な実施と財務の早期健全化を図るため、分収林長期経営計画を策定したものです。

基本方針

＜ 不断の経営改善による健全で安定的な分収林経営の推進 ＞
森林整備の推進と県産木材の持続的・安定的供給

＜ やまがた森林ノミクスの加速化 ＞
資源循環利用の推進、農山村地域の活性化、
森林の公益的機能の持続的発揮、林業労働力の安定的確保

SDGsの達成に貢献

分収林長期経営計画の概要

主な取組み

1 森林整備の推進

・計画的に間伐・更新伐(帯状・群状の伐採)を行い、主伐(契約満了)までに針広混交林に誘導するとともに、主伐後の広葉樹林化を図り、公益的機能の急激な低下を回避します(P4参照)。

2 県産木材の持続的・安定的供給

・間伐材の生産販売を実施します。
・県産木材の安定的生産により、雇用の安定化と地域経済の活性化を図ります。
・販売先の確保や木材価格の変動に応じた有利販売に努めます。
・ICT技術の積極的な導入により、調査・管理業務等の省力化を図り、経営管理の効率化を推進します。



3 健全な分収林経営(経営改善の継続・拡充)

・分収割合の変更や契約期間の延長について、土地所有者に丁寧に説明し、理解を得ながら、計画的に協議を行います。
・森林整備事業には国庫補助事業を最大限活用することにより、事業費の自己負担の削減を図ります。
・支払利息の低減のため、利子補給補助対象資金の拡充について、国や県に要望します。
・ホームページを適宜更新することにより、経営改善の状況・やまがた森林ノミクスの加速化など、広く県民に理解を得られるよう情報公開の充実を図ります。



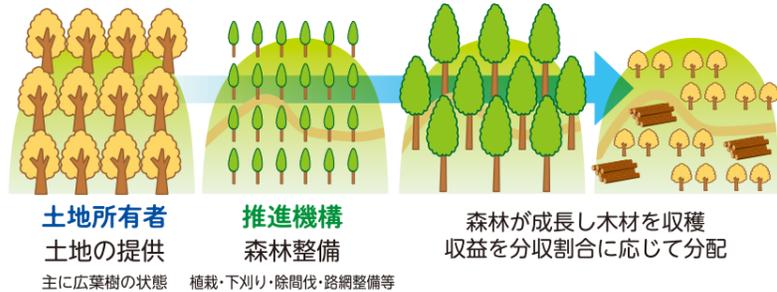
当機構では、県の指導のもと、分収林長期経営計画に基づき、より一層の経営改善に取り組んでまいりますので、土地所有者の方をはじめ、市町村・森林組合等の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

Q1 分収林契約(分収造林・分収育林)とはどのようなものですか

A1 土地所有者の方に土地を提供してもらい、機構がその土地に森林整備を行い、森林が成長し木材を収穫した際の収益を分収割合に応じて分収金として分配するものです。費用の負担は、土地所有者の方は固定資産税等、機構は森林整備費用や管理費です。

分収造林契約
機構が森林整備(植栽・下刈り・除間伐・路網整備・主伐)を実施

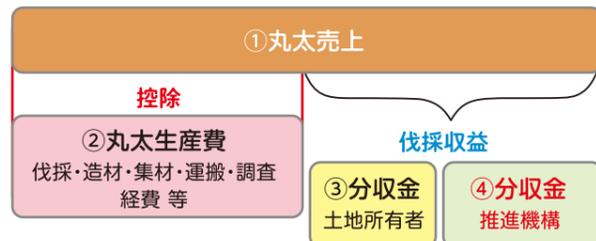
分収育林契約
土地所有者が植栽から保育などを行った育成途上の森林を機構が森林整備(除間伐・路網整備・主伐)を実施



Q2 分収金とはどのようなものですか

A2 伐採収穫した①丸太の売上から②丸太生産費を控除したものが伐採収益です。伐採収益を分収林契約書に定める分収割合で分収金として③土地所有者と④機構が分け合うものです。

※間伐等では費用がかかり伐採収益が発生しない場合があります。



Q3 分収林経営はどのような仕組みですか

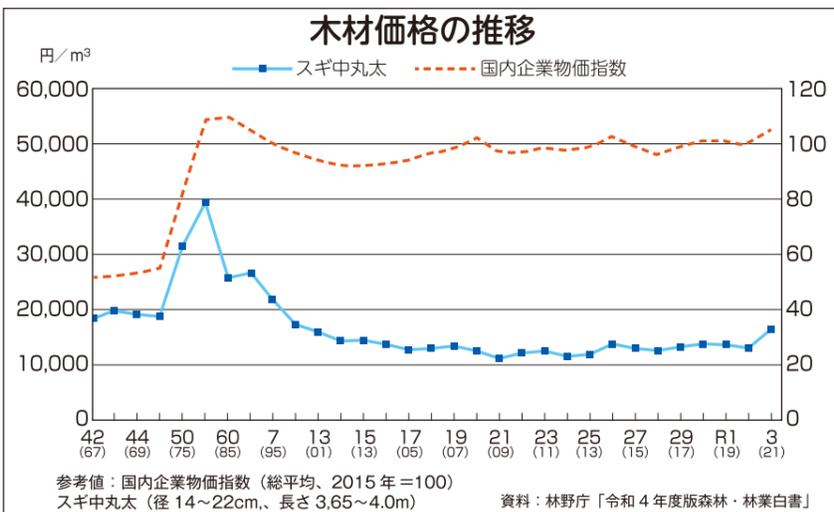
A3 植栽などの⑤森林整備費用の財源は⑥補助金と⑦借入金で、借入先は山形県と日本政策金融公庫です。経営費用は⑥補助金・⑦借入金・⑧利息・⑨管理費が必要です。

機構では、経営費用のうち⑦借入金と⑧利息・⑨管理費を④分収金で賄う必要があります。



Q4 分収林経営はどのような状況でしょうか

A4 まだ、本格的な収穫時期に至らない中で、契約当時より木材価格が大幅に下落していることや、労務賃金が高騰していることなど、社会情勢が大きく変化したため、伐採収益に伴う機構の分収金では、森林整備や管理に要した費用を賄うことが大変難しく、いくつかの経営改善が必要な状況にあります。



Q5 今までのような経営改善を行ってきたのですか

A5 機構では、人件費の削減や組織の簡素化、低利率資金の借換え、施業基準の見直しなどの経営改善に取り組んでまいりました。また、土地所有者の方の理解を得ながら、平成15年度から契約期間延長契約を、平成25年度から分収割合変更契約を行ってまいりました。

Q6 なぜ、契約期間を延長する必要があるのでしょうか

A6 契約期間の長期化(90年間)により、総収穫材積の増大による収益性改善と森林の有する公益的機能の持続的発揮を図るためです。(詳しくは、P4「長伐期非皆伐施業について」をご覧ください)。令和3年度末で契約期間延長契約の進捗率は82%となっています。

契約期間延長実績(令和3年度末現在) 単位: ha

対象面積	実績							進捗率
	H15~H28	H29	H30	R1	R2	R3	計	
15,609	12,245	192	29	126	192	70	12,854	82%

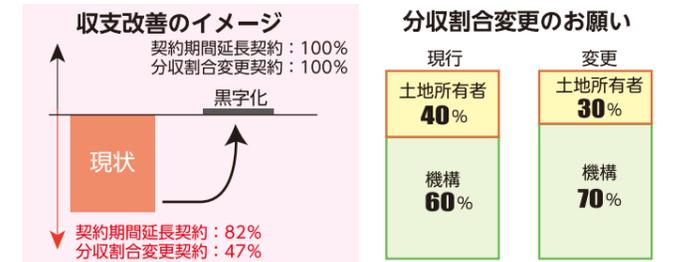
Q7 なぜ、分収割合を変更する必要があるのでしょうか

A7 令和3年度末で分収割合変更契約の進捗率は47%です。経営の健全化を図るためには、全ての土地所有者のご理解を得る必要があります。変更契約が済んでいない土地所有者の皆様には、変更契約について、ご理解をお願いしています。

分収割合について、現契約の割合「機構60:土地所有者40」を「機構70:土地所有者30」に変更をお願いいたします。

分収割合変更実績(令和3年度末現在) 単位: ha

対象面積	実績							進捗率
	H25~H28	H29	H30	R1	R2	R3	計	
15,233	1,894	915	1,293	948	1,217	905	7,172	47%



Q8 土地を相続・売買・贈与した場合はどうすればよいでしょうか

A8 速やかに機構にご連絡ください。登記が完了している場合は印鑑証明書と謄本を、登記が完了していない場合は印鑑証明書をご準備下さい。分収林契約の名義の変更契約手続きに必要な書類を準備いたします。

Q9 分収林契約の名義の変更手続きをしないとどうなりますか

A9 分収林契約は90年にわたる長期の契約です。所有者が不明になると伐採時期を迎えた時に、伐採ができなかったり、分収金の支払いに支障が生じる場合があります。

Q10 住所の変更や団体の名称を変更した場合は、どうすればよいでしょうか

A10 その旨を遅滞なくお知らせください。必要な事務手続きをお願いします。

Q11 分収林契約地を売りたいがどうすればよいでしょうか

A11 売買を制限しませんが、必ず事前にご連絡ください。あらかじめ必要な書面を機構に提出し、承認を受ける必要があります。承認にあたっては「分収林契約」の継承が条件です。

Q12 機構で分収林契約地を買ってこないでしょうか

A12 機構は分収方式による森林整備を目的としており、土地の取得や売買の斡旋は行っていません。

令和3年度の森林整備事業について

- ・令和3年度は29の分収林地において、国庫補助事業を最大限活用して森林整備を行いました。
- ・搬出間伐を主体に218.18ha、森林作業道20,377mの開設を行いました。
- ・生産した丸太は、県内の集成材工場やバイオマス発電所などに販売し、県産木材の安定供給・雇用の場の創出等による「やまがた森林ノミクス」の加速化に貢献しました。

【森林整備事業実績】

区分	事業種	数量	単位
森林施業	保育間伐	17.20	ha
	搬出間伐	200.98	ha
	計	218.18	ha
森林作業道整備	開設	20,377	m
	補修	620	m
	計	20,997	m

【販売事業実績】

種別	材積(m ³)
素材販売	7,819
バイオマス等	4,683
計	12,502



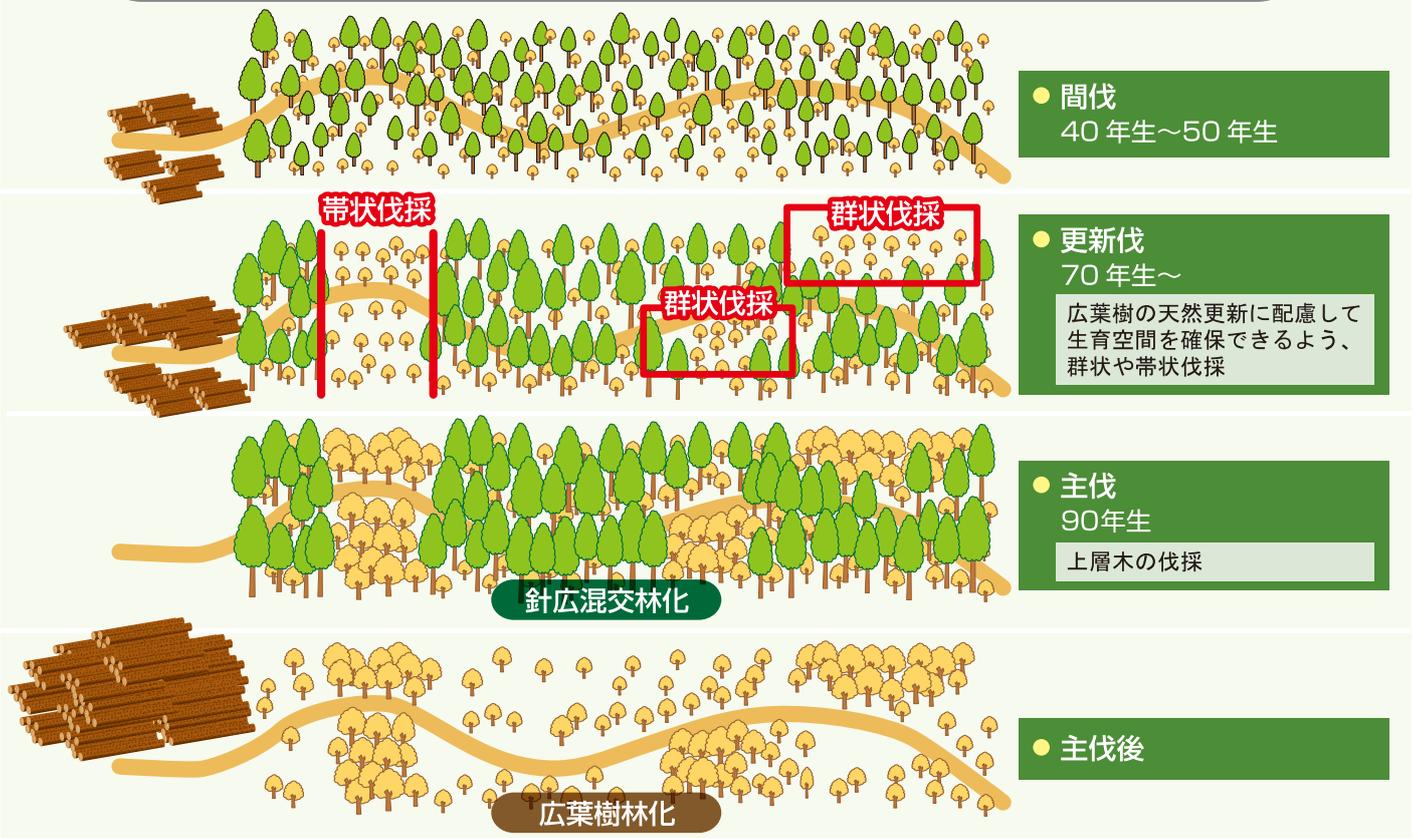
長伐期非皆伐施業について

やまがた森林と緑の推進機構

長伐期非皆伐施業による木材生産量の増大と公益的機能の持続的発揮

- 1 主伐までの期間を90年間とし、契約期間の長期化により総収穫材積の増大を図ります。
- 2 間伐・更新伐を行うことで、林内に高木性の広葉樹が生育できる環境を整え、主伐までに上層スギ・下層広葉樹の針広混交林に誘導し、森林の有する公益的機能の持続的発揮を図ります。
 - ・間伐施業は、下層木の刈払いを最小限にとどめ、高木性の広葉樹の生育を促進します。
 - ・更新伐施業は、広葉樹の天然更新に配慮して生育空間を確保できるよう、樹高の2倍程度の幅の群状や帯状の伐採を行います（針広混交林化）。
 - ・主伐後には、森林の有する公益的機能の急激な低下を回避するため、広葉樹林化（高木性の広葉樹が更新している状態）を目指します。

長伐期非皆伐施業のイメージ（針広混交林化・広葉樹林化）



- 間伐
40年生～50年生
- 更新伐
70年生～
広葉樹の天然更新に配慮して生育空間を確保できるよう、群状や帯状伐採
- 主伐
90年生
上層木の伐採
- 主伐後

発行：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

住所：〒990-2363 山形市大字長谷堂字馬場2265番

電話：023-666-6348(林業部) FAX:023-688-6634

ホームページ：https://www.ymidori.or.jp

メールアドレス：y-ringyo@atlas.plala.or.jp